

## 制憲議会

ベネズエラ・ボリバル共和国

## 制憲議会

### 主権ある鉱物資源開発に関わる税制法

制憲議会は元来の権力を持つベネズエラの主権国民の名代として、また、2017年7月30日に実施された自由な普通選挙によって付与された制憲権力を行使し、ベネズエラ・ボリバル共和国憲法第347条の憲法命令に従い、2017年5月1日付ベネズエラ・ボリバル共和国官報臨時第6,295号に掲載の制憲権力起動のための議会を誕生させた同日付の条例第2,384号に則り、付与された権利の進歩性に従ってボリバルの遺産と参加型民主主義を保全し、1999年のベネズエラ・ボリバル共和国憲法の実施にあたって直面した障害を克服し、金の採掘を保持し、工業化を支援する義務を負い、行政府が薦める経済政策の枠組みの中で金の採掘を社会主義ボリバル国家の建設のための有効な手段にすることを視野にいれ、祖国計画とボリバル経済アジェンダの枠組みの中でベネズエラ・ボリバル共和国が株式資本の55%以上出資している国営や第三セクターの企業、また、ベネズエラ・ボリバル共和国と戦略的提携をしている生産ユニット、社会生産組織、団体やその他小規模鉱業発展に向けた法律で許された形式の提携が国家が金及びその他の戦略的な鉱物の探査と採掘活動を留保する基本法の格と価値と効力を備えた条例の規定の枠組みの中で金の探査と採掘の発展に有利な税制を持つ。提案される合憲的法律は目的、税率と金の輸出などを扱う8か条から成っており、販売時にかかる所得税は外貨と金で決定され、支払われ、条件や免除にも触れる。

以下を布告する

鉱物資源の主権ある開発のための税制法

#### 目的

第1条 - ベネズエラ中央銀行、又は金及びその他の戦略的鉱物の探査と採掘活動を国が留保する基本法の格、価値並びに効力を備えた条例第31条の規定に基づいて同銀行が認可した主体に対し国の戦略的開発地区「オリノコ鉱物資源帯」で以下に挙げる主体が販売して得た純益に適用される所得税について特別税制を定める。

公的機関、グループ企業又はそれらが完全に所有する企業又は株式資本全額をベネズエラ・ボリバル共和国が所有し、そのために創設された子会社。また国家が金及びその他の

戦略的な鉱物の探査と採掘活動を留保する基本法の格と価値と効力を備えた条例が定める条件下でそれら企業とベネズエラ中央銀行が資本に出資している企業。

ベネズエラ・ボリバル共和国が株式資本の 55%以上出資している第三セクター企業。

鉱業単一登記にしかるべく登記した小規模鉱業活動に携わるベネズエラ・ボリバル共和国と生産部門、社会生産組織、団体並びに法律が許可するその他の形式での提携とが構成する戦略的同盟。

## 税率

第 2 条 - 前条第 1 項並びに第 2 項に記載の主体が国内で得る年間純益はベネズエラ・ボリバル共和国大統領の命令並びに以下に挙げる推定をもとに課税される。

1. 金の生産能力が年間壹萬六千キロ（16,000 kg/年）以上であるか、鉱業を管轄する省がしかるべく認証した加工能力が年間二百五十万トン（2,500,000 トン/年）以上であり、そのことが鉱業を管轄する省によってしかるべく認証されている時。

2. 金の生産能力が年間壹萬六千キロ（16,000 キロ/年）未満だが、年壹千六百キロ（1,600 キロ/年）以上であるか、加工能力が年貳百五拾萬トン（2,500,000 トン/年）未満だが年貳拾五萬トン（250,000 トン/年）以上であり、そのことが鉱業を管轄する省によってしかるべく認証されている時。

第 3 条 - 本法第 1 条第 3 項に記載の主体がベネズエラ中央銀行又は国家が金及びその他の戦略的な鉱物の探査と採掘活動を留保する基本法の格と価値と効力を備えた条例第 31 条に従って同銀行が認可した主体に金を販売して国内で得た年間純益は、その生産能力が年壹千六壹百キロ（1,600 キロ/年）未満であるか、加工能力が年貳拾五萬トン（250,000 トン/年）未満であり、そのことが鉱業を管轄する省によってしかるべく認証されている時ベネズエラ・ボリバル共和国大統領が定める税率に基づいて課税される。

## 金の輸出

第 4 条 - ベネズエラ中央銀行の認可を得て海外に於いて金を販売したことで生じる所得税は外貨又は相当額の金で決定され、支払う。

税務当局は関連条件及び規準に則って予定納税制度を定める。

## 特別税制の条件

第 5 条 - 本法第 1 条に記載されている主体は以下の条件を満たさなければならぬ。

課税対象の事実が生じた年度のすぐ次の年度に於いて所得税法の格、価値並びに効力を備えた条例に従って支払うべきであった税の差額の 100%を資本財投資、研究、産業安全性、環境又は鉱山の保護及び改善に関わる新テクノロジーの取得、既存工業団地の設備拡張又は改善、生産の多角化及び雇用の増大、企業インフラの拡張及び整備、商社の設立又は先に述べた利益を所有する法人における株式購入、また、小規模鉱業の技術適合プログラムに振り向ける。

- 1.環境保護に関わる法的規準を厳格に履行する。
2. 鉱業を管轄する省が定める規範に則り、実際に行った投資並びに終了した各会計年度で支払った税額の宣誓申告書と翌会計年度に予定している投資並びに投じる予定の税額の宣誓申告書を同省に提出する。

## 免税

第 6 条 後述する規範の暫定第 7 条の規定に従って探査や採掘がおこなわれた時、 行政 府は、ベネズエラ中央銀行又は国家が金及びその他の戦略的な鉱物の探査と採掘活動を留 保する基本法の格と価値と効力を備えた条例第 31 条に沿って同銀行が認可した主体に金 を販売して国内で得た年間純益に課す所得税の全額又は一部を免除することができる。

第 7 条 - ここに定める特別税制は本法が発効した時点で進行中の会計年度に適用される。

第 8 条 - 本法はベネズエラ・ボリバル共和国官報に公表された時から効力を持つ。

憲政議会本部がある連邦議会議場にて布告し署名した。於カラカス市 2017 年 12 月 27 日  
独立第 207 周年連邦第 158 年ボリバル革命第 18 年

履行されたし

署名者 デルシー・エロイーナ・ロドリゲス・ゴメス議長  
アリストブロ・イストゥリス・アルメイダ第一副議長  
エルビス・エドゥアルド・モロソ第 2 副議長  
フィデル・エルネスト・バスケス事務総長  
カロリス・ペレス・ゴンサレス次長



**DELCY ELOINA RODRÍGUEZ GÓMEZ**  
Presidenta



**ARISTÓBULO IZTÚRIZ ALMEIDA**  
Primer Vicepresidente



**ELVIS EDUARDO AMOROSO**  
Segundo Vicepresidente



**FIDEL ERNESTO VÁSQUEZ I.**  
Secretario



**CAROLYS H. PÉREZ GONZÁLEZ**  
Subsecretaria